

# 愛 労 連

愛知県労働組合総連合

名古屋市中区新栄一丁目22-18

TEL 052-262-1377

発行人 阿部精六

第27号 1993年7月10日

総選挙特集号

投票日は

7月18日(日)



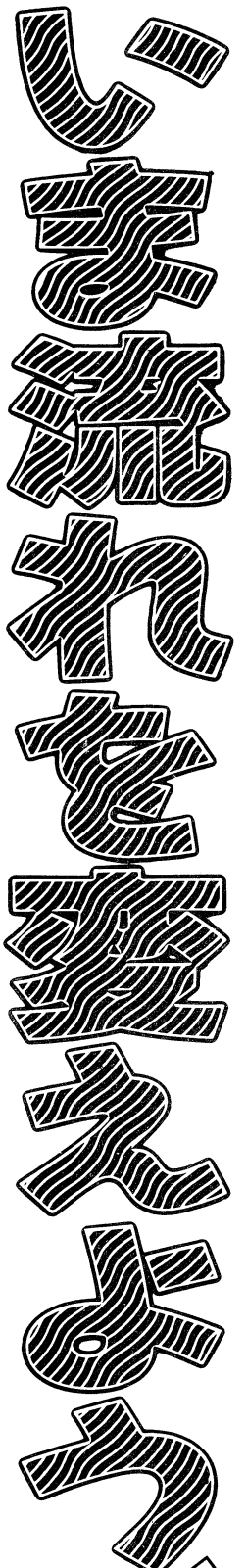
## 私たちの一票で 大企業本位から国民本位へ

六月十八日、宮沢内閣は不信任が議決されたのを受けて衆議院を解散。七月四日公示・十八日投票で総選挙が行われることになりました。

この解散は、宮沢内閣と自民党、そして自民党に同調した社公民・新党などが小選挙区制導入策動に失敗し、追い詰められた結果にほかなりません。

六月十八日、宮沢内閣は「一掃を求めた国民世論と、その高揚に奮闘した私たちの運動の歴史的な勝利といえます。」

もともと、第二二六国会に国民が求めていたものは佐川・金丸事件の徹底糾明や、金権腐敗政治の根絶に



### 金権一掃こそ 国民の願い

むけた「企業・団体献金の禁止」であり、現行中選挙区制のもとでの「定数は正二：一以内」です。加えて深刻で長期化の様相を強める不況に対する「国民本位の不況打開」の対策です。

この国民的要求を正面にすえ、その実現のために国会内外で奮闘した政党は、日本共産党だけという状況でした。

時撤退のたまたかなどと結合し、金権腐敗政治の一掃と企業・団体献金の禁止、抜本的定数は正などの要求をかけた、国民的な共同の前進をめざしてきました。

職場内外での大量宣伝、署名運動、学習・決起集会、国会要請行動など、廃案に追い込むうえで積極的な役割を果たしてきました。

また、単産・単組が職場でのとりくみに加え街頭での宣伝・署名活動を独自の計画するなど積極的な運動を展開しました。

「二七改革」  
勢力に審判を

衆議院の解散という事態のもとで私たちにいま求められているのは、圧倒的な国民的要求であった金権腐敗政治の一掃という問題を選挙制度いじりにすり替え

て佐川・金丸事件をヤミに葬ろうとした自公民・新党など小選挙区制推進勢力に対し厳しい審判をくだすことです。

また、来春早々にも法案が上程されようとしている支給開始年齢六十五歳へのくり延べなど年金の改悪をはじめ、医療・福祉制度の全面的な改悪策動を阻止することでもあります。

組合員のみならず、今度の総選挙は、労働者と国民の要求前進にむけた国政革新と民主的改悪の展望を大きく切り開く「絶好のチャンス」です。

小選挙区制・憲法改悪策動の息の根を止めるとともに、国民のくらしと福祉・教育の充実、日本の平和と民主主義を守る政治革新の新たな前進をめざし、全力をあげ奮闘されることを心から訴えます。

ともに頑張りましょう。

政治革新の  
新たな前進を



愛労連幹事会が訴え  
1993. 6. 22

## 労働者・国民の 切実な要求実現へ 絶好のチャンス

○労働者のくらしと権利の向上のために

- ・大企業の横暴を民主的に規制し、過労死・長時間・超過密労働をなくそう。人間らしい労働と生活の実現を
- ・大幅賃上げ・全国一律最低賃金制の確立を
- ・賃下げなしで、一日七時間・週三十五時間・完全週休二日制の実現を
- ・労働基準法の抜本改正・労働法制改悪反対
- ・介護（看護）休暇制度の法制化を
- ・職場から差別と人権侵害をなくし、自由と民主主義の確立を
- ・労働委員会労働者側委員の公平な選出をはじめ、中央・地方の労働行政の民主化を

○軍事費削減、いのちと暮らしを守るために

- ・年金制度の改悪反対、全額国庫負担による最低保障年金の創設を
- ・健保本人一〇割給付と老人医療無料制度の復活。いつでも、どこでも、だれでも安心できる医療保障の実現を
- ・人権を守る豊かな福祉制度の確立を
- ・新学習指導要領反対、民主的教育の確立を
- ・消費税廃止・食料品の非課税の即時実現
- ・大企業優遇の税制など不公平税制の是正、非課税限度額一五六万円への引き上げを
- ・大企業本位の不況対策を改めさせ、中小零細企業経営と労働者の生活の安定を

○平和と民主主義を守るために

- ・リストラによる人べらし「合理化」・企業の海外進出、産業空洞化反対
- ・安価で質のよい公共住宅の建設、国民生活関連公共事業の拡充を
- ・憲法改悪反対、平和的・民主的原則の擁護
- ・日米安保条約破棄、PKO協力法廃案、自衛隊の海外派兵反対、カンボジア・モザンビークからの即時撤退を
- ・小選挙区制・政党法反対、企業・団体からの献金禁止、国会決議にもとづく議員定数の一対二未満への是正を

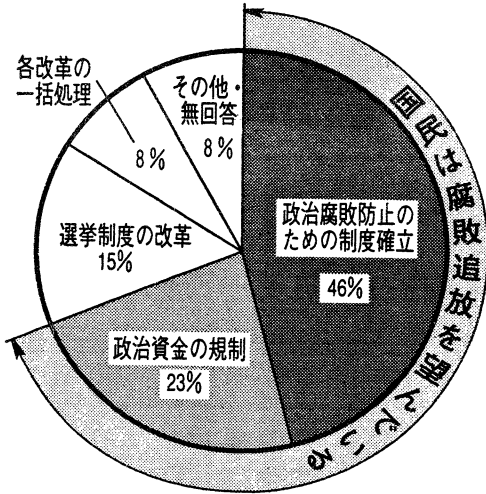
# みきわめよう!



## 政治改革 政界再編

自民・非自民

# 『改革』大合唱のウソとホント



(国会解散後の緊急世論調査 「毎日」6月22日付)



## 主な悪法に対する各党の態度

(○反対、●賛成、△反対したが審議促進・成立に協力)

| 法 案                               | 内 容  | 日 本 共 産 党 | 自 民 党 | 社 会 党 | 公 明 党 | 民 社 党 | 連 合 党 |
|-----------------------------------|--|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 老人保健法成立 (82年)                     | ●老人医療を有料化<br>●老人差別医療制度を導入<br>お年寄りの病院追い出し<br>すすめる   | ○         | ●     | △     | ●     | ●     | —     |
| 健康保険法改悪成立 (84年)                   | ●健保本人1割負担(本則<br>2割)導入<br>●国保の国庫補助率削減   | ○         | ●     | △     | △     | △     | —     |
| 年金改悪法成立 (85年)                     | ●年金額を約3割カット<br>●保険料値上げ   | ○         | ●     | △     | △     | ●     | —     |
| 老人保健法改悪成立 (第2次) (86年)<br>国保法改悪法成立 | ●自己負担を値上げ<br>●国保料(税)滞納者から<br>国保証とりあげ   | ○         | ●     | △     | △     | △     | —     |
| 年金改悪法成立 (第2次) (89年)               | ●厚生年金を現行の60歳から<br>65歳支給へ見直す規定<br>を盛り<br>●保険料値上げ<br>●学生の強制加入  | ○         | ●     | ●     | ●     | ●     | ●     |
| 老人保健法改悪成立 (第3次) (91年)             | ●自己負担を再び値上げ<br>●95年から自己負担を物価<br>スライドで値上げ<br>●老人差別医療を拡大   | ○         | ●     | ●     | ●     | ●     | ●     |
| 健康保険法改悪成立 (92年)                   | ●政府管掌健康保険にたい<br>する国庫負担削減   | ○         | ●     | ●     | ●     | ●     | ●     |
| 医療法改悪成立 (92年)                     | ●医師、看護婦が老人病院<br>並みに少ない病院を増やし<br>入院者の4割を入れる<br>●大学病院には紹介状がない<br>と自由にかかれぬ  | ○         | ●     | ●     | ●     | ●     | ●     |
| PKO協力法成立 (92年)                    | ●国連の平和維持活動を口<br>実にした自衛隊の海外派<br>兵法<br>●日本共産党は牛歩戦術を<br>含め最後まで徹底抗戦し<br>たが、社会党は最終局面<br>で「なれあい政治」への<br>過信から「議員総辞職」<br>などという愚行にでて、<br>徹底抗戦が貫徹せず、結果<br>的に法案成立を助けた | ○         | ●     | △     | ●     | ●     | ○     |
| 政治資金規制法改悪成立 (92年)                 | ●政治資金集めパーティー<br>を合法化し、事実上、企<br>業・団体献金を拡大   | ○         | ●     | ●     | ●     | ●     | ●     |
| 労基法改悪成立 (92年)                     | ●1年単位の変形労働時間<br>制の新設<br>●サービス残業の法的規制<br>は見送り   | ○         | ●     | ●     | ●     | ●     | ●     |

与野党逆転

# 選ぼう! 金権腐敗なくす候補者を

## 金権腐敗の大もと 企業・団体献金への態度は?

|          | 企業・団体からの献金   | 先の国会での主張  |
|----------|--|---|
| 日本共産党    | 財界・団体から一円ももらったことのない金権腐敗と無縁の党   | 企業・団体献金をただちに禁止  |
| 自 民 党    | 年間130億円の企業献金とは別に、財界に選挙資金として180億円の臨時献金を要請。宮沢首相は「企業も社会的存在」だから献金は認められると言明 | 「政治改革」案で、企業献金枠を2倍(1社1億→2億円)、資金集めパーティーも合法化                     |
| 羽田・小沢新 党 | 新党結成後、さっそく財界4団体をまわり資金要請。相次ぎ資金集めパーティー開催。小沢代表幹事は、企業・団体献金の温存を表明           |   |
| 武村新 党    | (企業献金には)肯定的立場だ。企業献金性悪説みたいなのはいいくない(武村代表)                                |   |
| 日本新 党    | 企業献金を当面認める。公然と企業に献金を要請。細川代表が佐川からの献金認める                                 | 「政治改革」妥協案で、企業献金禁止を5年間棚上げ、当面容認。公明党は「禁止をいうのは政治改革つぶしだ」(市川書記長)と公言 |
| 社 会 党    | 労組献金に依存、資金集めパーティーも。リクルート、佐川で汚染続出                                       |   |
| 公 明 党    | 企業献金は当面容認。企業献金はないといいながら、砂利船、リクルート、明電工などの事件で汚染議員                        |   |
| 民 社 党    | 企業・労組献金などが党収入の5割をこえる。リクルート、明電工、佐川に閣与                                   |   |

## これが「政治改革」の正体!

|      | 自 民 党 案                       | 社公民、日本新党の「妥協」案                           |
|------|-------------------------------|--|
| 選挙制度 | 500議席中483を独占する小選挙区制           | 自民が多数とれるように、小選挙区を拡大(275に)、比例を縮小(225)     |
| 企業献金 | 枠を2倍に(1社1億→2億円)、資金集めパーティーも合法化 | 「禁止」を5年間棚上げ、当面容認                         |
| 政党助成 | 国民の税金で毎年300億円、議員一人あたり4000万円   | 社公民も最初から提案。社会党内では「80億円取り損ねた」(「日経」6・13)とも |
| 選挙運動 | 名前の入った事前ポスターを禁止。「知る権利」奪うもの    | 過去に選挙期間の短縮案に賛成した「実績」あり                   |

## いま憲法があぶない

|       |   |
|-------|---|
| 自 民 党 | 「自衛隊が出て行けるよう……憲法が邪魔になるなら直したらいい」(渡辺前副総理) |
| 公 明 党 | 「第9条をタブー視しない」(市川書記長)                    |
| 民 社 党 | 「混乱の根源は憲法に」(大内委員長)                      |
| 日本新 党 | 「(海外派兵を)是認する条項を憲法に」(細川代表)               |
| 羽田新 党 | 「憲法改正の議論は大いにおこなうべき」(政策綱領案)              |
| 社 会 党 | 「護憲」の旗を投げ捨て「創憲」を提唱(山花委員長)               |